

新潟市火災警報等発令規程を次のように定める。

令和8年2月27日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第6号

新潟市火災警報等発令規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（以下「林野火災警報」という。）並びに新潟市火災予防条例（昭和37年新潟市条例第12号。以下「条例」という。）第29条の8第1項の規定に基づく林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）の発令及び解除について必要な事項を定めるものとする。

(火災警報の発令基準)

第2条 火災警報は、次の各号のいずれかに該当し、火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大であると認める場合に遅滞なく発令するものとする。

- (1) 平均風速15メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。
- (2) 実効湿度が55パーセント以下で、最小湿度が25パーセント以下のとき。
- (3) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下となり、平均風速10メートル以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。

(林野火災注意報の発令基準)

第3条 林野火災注意報は、次の各号のいずれかに該当した場合に発令するものとする。ただし、降雨、降雪、その他これらに類する気象状況により発令しないことができる。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、新潟市域に乾燥注意報が発表

されたとき。

(林野火災警報の発令基準)

第4条 林野火災警報は、林野火災注意報の発令基準に加え、新潟市域に強風注意報が発表された場合に発令するものとする。

2 林野火災警報の発令中に新潟市域の強風注意報が解除となった場合は、林野火災注意報に切替えるものとする。

(その他)

第5条 本規程に定めるもののほか、消防局長が必要と認めたときは火災警報等（火災警報、林野火災警報及び林野火災注意報をいう。以下同じ。）を発令及び解除できるものとする。

(委任)

第6条 火災警報等の発令及び解除にかかる運用については消防局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。